

第2期 金ヶ崎町
耐震改修促進計画

平成29年 3月

岩手県 金ヶ崎町

目 次

第2期金ヶ崎町耐震改修促進計画の概要	1
序 章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 策定の経緯	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
2 耐震化の目標等	5
(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	5
(2) 公共建築物	7
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	8
(1) 役割分担の考え方	8
2 金ヶ崎町が取り組む具体的施策の方向	10
(1) 町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	10
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	10
(3) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	11
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	12
【参考資料】	
◎多数の者が利用する建築物	13
◎地域防災に関する地図	15
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	17
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	24
◎建築基準法(抄)	30

第2期金ケ崎町耐震改修促進計画の概要

1 計画策定の趣旨

耐震改修促進法において市町村が耐震改修促進計画の策定するよう努めることとされたことにより、金ケ崎町耐震改修促進計画（計画期間：平成19～27年度）を策定した。本町における建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引き続き取り組むべき重要な課題であることから、継続的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、第2期金ケ崎町耐震改修促進計画を策定するもの。

2 計画の期間

平成28年度～平成32年度

◎ 耐震化率の目標

用途等	平成26年度（現状）	平成32年度（目標）
住宅	70%	80%
学校	100%	—
公共建築物 （各地区生涯教育センター等）	95%	100%

◎ 耐震診断の目標

用途等	目標
住宅	平成32年度までに耐震診断戸数を25戸実施する。
多数の者が利用する建築物 公共建築物 （学校・各地区生涯教育センター等）	耐震診断率100%です。

◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○役割分担

所有者等	自ら耐震化に取り込む。
金ケ崎町	建築物の所有者等への働きかけ、取り組みの支援。
県南広域振興局	指導・支援等
建築関係団体	普及・啓発や相談対応

○金ケ崎町の施策

【方針1】 町有施設及び民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修支援等

【方針2】 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

【方針3】 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発
耐震対策推進に向けた組織づくり、住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発等

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」で「市町村耐震改修促進計画」の策定をするよう努めることとされたこと、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）等、全国各地で地震が発生しており、金ヶ崎町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引き続き取り組むべき重要な課題であることから、継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「第2期金ヶ崎町耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 策定の経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
この地震被害を受け、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」が制定されましたが、その後も大地震が続発していること、法律の実効性を高めることなどから、平成17年に同法の一部が改正され、「都道府県耐震改修促進計画」の策定が規定されました。
- 金ヶ崎町においても、平成19年度から平成27年度までを計画期間とした「金ヶ崎町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波だったため、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。
- その後も熊本等で地震が発生していることから、建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組んで行くこととし、平成27年度までの計画を継承しながら、平成28年度からの新たな計画を策定することとしました。

3 計画の性格

- 本計画は、耐震改修促進法第6条に基づいて策定しており、金ヶ崎町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- 本町の地震防災対策の基本は「金ヶ崎町地域防災計画」に記載されていることから、本計画の内容についても「金ヶ崎町地域防災計画」に反映させていきます。

4 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

※ 凡例・用語

金ヶ崎町耐震改修促進計画（以下、「計画」という。）における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については知事。(盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物については各市長。)
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物 (建築物の用途に応じて、階数3以上及び1,000㎡以上等。11ページ参照)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適合物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適合物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適合建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物である物を除く。）
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物 (建築物の用途に応じて、階数3以上及び5,000㎡以上等。11ページ参照)
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号または第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 岩手県地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、最大で5,313棟（北上低地西縁断層群北部地震 マグニチュード7.4想定）と想定されています。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けています。

2 耐震化の目標等

(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

①耐震化の現状(平成26年度)

住 宅

総数約5,400戸のうち約3,800戸(約70%)が耐震性有りと推計されています。

多数の者が利用する建築物

診療所を除き全て耐震化しました。

②耐震化の目標(平成32年度)

住 宅

耐震化率を80%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物

耐震化率を100%とすることを目標とします。

③耐震診断の目標

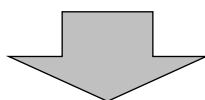
住 宅

平成32年度までに、25戸の耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成26年度(現状)				
	総数	旧耐震基準による建築物		新耐震基準による建築物	耐震化率
		A	B		
住宅(平成26年10月1日現在)	5,370	1,830	260	3,540	70%
多数の者が利用する建築物	20	4	3	16	95%

※ この表には、多数の者が利用する建築物に加え、各生涯地区センターを含むこととする。



用途等	平成32年度(目標)				
	総数	旧耐震基準による建築物		新耐震基準による建築物	耐震化率
		F	G		
住宅	5,500	1,300	250	4,200	80%
多数の者が利用する建築物	20	3	3	17	100%

※単位：戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件
(住宅を除く)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学級	階数2以上及び1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上及び500㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上及び1,000㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上及び1,000㎡以上

※耐震化率： $E=(C+D)/A$ 、 $K=(H+I)/F$

(2) 公共建築物

①耐震化の現状(平成26年度)

学 校

町立学校については、耐震化率100%です。

診 療 所

建替え工事が実施されました。

一般庁舎等

耐震化率100%です。

※規模要件

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上及び1,000㎡以上
幼稚園	階数2以上及び500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上及び1,000㎡以上

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

- ・住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が自己所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

②町の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・町所有施設が防災対策上重要な位置づけにある町所有施設の耐震化に対する積極的な取り組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して所有施設の耐震改修に取り組みます。

③建築関係団体の役割

- ・建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 金ケ崎町の施策の推進方針

- ・金ケ崎町では、宮城県沖地震等により、震度5弱以上の強い揺れの発生が想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、以下の3つの基本方針で施策を推進します。

【方針1】

町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

- ・町有施設は、率先して耐震改修に取り組みます。

【方針2】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・金ケ崎町では、平成17年度に「木造住宅耐震診断士派遣事業」及び「金ケ崎町木造住宅耐震改修工事助成事業」を創設するなど、まず町民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震化を促進してきました。
- ・木造住宅については、これまでの耐震診断実績を踏まえながら、耐震改修を実施しやすい環境を整備します。
- ・耐震改修においては、安心して耐震改修を受けられるよう、情報提供や優良な業者との連携に努めます。

【方針3】

耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・ 建築関係団体とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・ 住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるような環境を整備します。
- ・ 住民や所有者に対して、まち全体の耐震化への意識を高めるための支援を行います。

2 金ケ崎町が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針3】に基づき、次のような施策に取り組めます。

【方針1】

(1) 町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

①町有施設の耐震診断・耐震改修

- ・町有施設のうち、診療所、各地区生涯教育センター等地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、率先して耐震診断や耐震改修を進めます。

診療所

- ・金ケ崎診療所は、被災地の医療確保や被災地への医療支援の拠点となることから、現在、建替工事を実施しております。

各地区生涯教育センター等

- ・各地区生涯教育センターは、災害時の拠点施設として重要な役割を担いますが、耐震改修促進法における多数の者が利用する建築物に限らず、耐震改修を優先的に実施し、災害時の拠点機能の確保をします。
- ・町が所管する公共建築物についても、避難場所や防災活動の拠点となることが多いことから、耐震化等の情報提供を進めます。

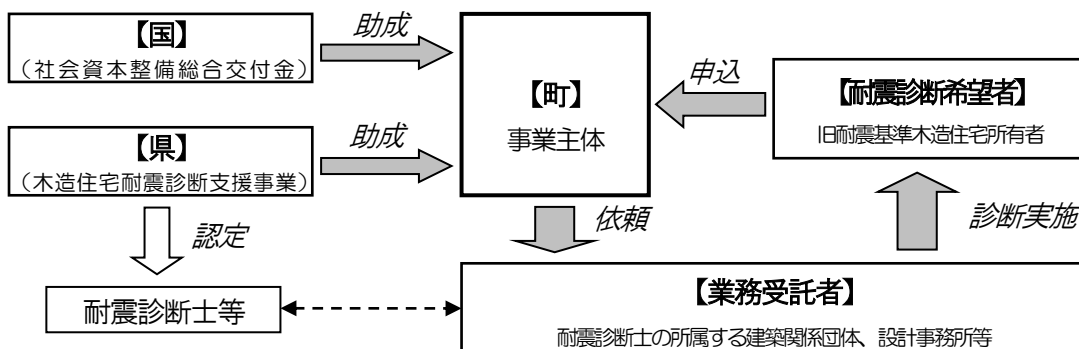
【方針2】

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

①木造住宅耐震診断士派遣事業

- ・町が事業主体となり旧耐震基準による木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に要する経費の一部を町が助成します。

<イメージ>

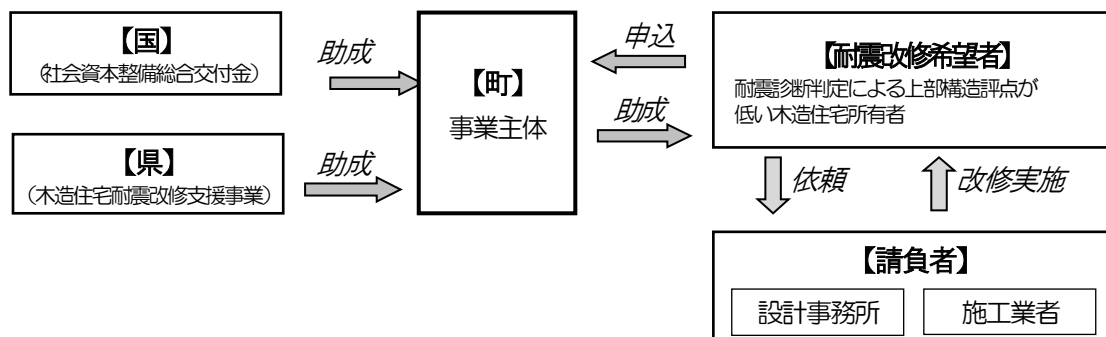


- ・住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があります。そのためには、住宅の耐震性の状況を所有者に理解していただくことが重要であり、所有者が耐震診断を行いやすい環境を維持するため、引き続き、木造住宅耐震診断・耐震改修の支援を促進します。

②木造住宅耐震改修工事助成事業

・町が事業主体となり、耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象とした耐震設計や耐震改修工事への補助を行う場合に要する経費の一部を町が助成します。

<イメージ>



・住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があることから、さらに木造住宅耐震改修の支援を促進します。

③リフォーム事業に併せた耐震改修の促進

・バリアフリー化や水回りの設備更新、断熱改修等のリフォームを行う場合、併せて耐震改修を行うよう環境づくりを促進いたします。

【方針3】

(3) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

・町、県、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い普及・啓発を行います。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレット等を作成し、住民、所有者及び利用者に効果的に普及・啓発をすすめます。
- ・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・専門家の協力により、耐震診断や耐震改修の意識付けを行います。
- ・住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による県全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)について、住民へ周知を図るとともに、情報提供を行います。

③住民に向けた耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、まちづくりによる地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」をサポートします。

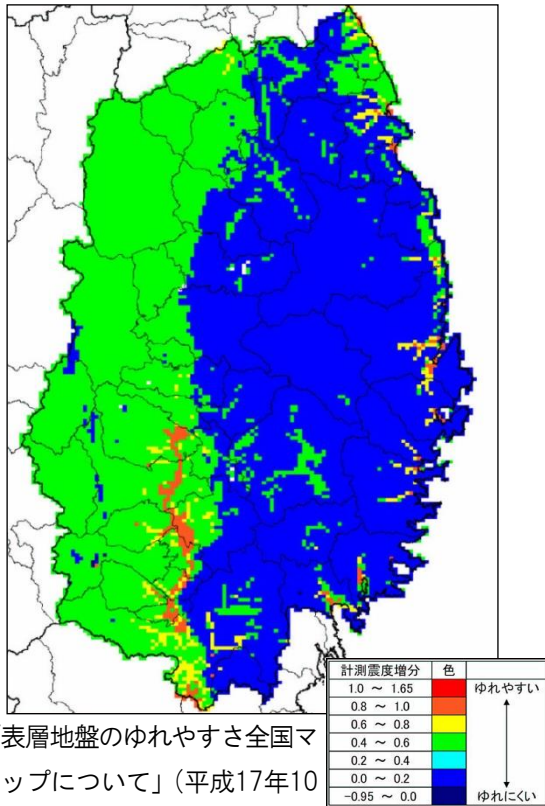
◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	特定既存耐震不適合建築物の階数2以上かつ1,000㎡以上 要件 *屋内運動場の面積を含む (3)一般対応建築物	指示対象となる特定既存耐震不適合建築物の規模要件 *屋内運動場の面積を含む (2)重点的対応建築物	要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ1,000㎡以上 要件 *屋内運動場の面積を含む 耐震診断義務化建築物
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	耐震改修計画で指定する	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	避難路の沿道建築物であつて、前記道路幅員が20m以上の建築物は処理するすべての建築物 道路幅員が12m以下の場合は6m超)	階数1以上かつ500㎡以上 右に同じ	階数1以上かつ5,000㎡以上 安全確認が完了した建築物で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

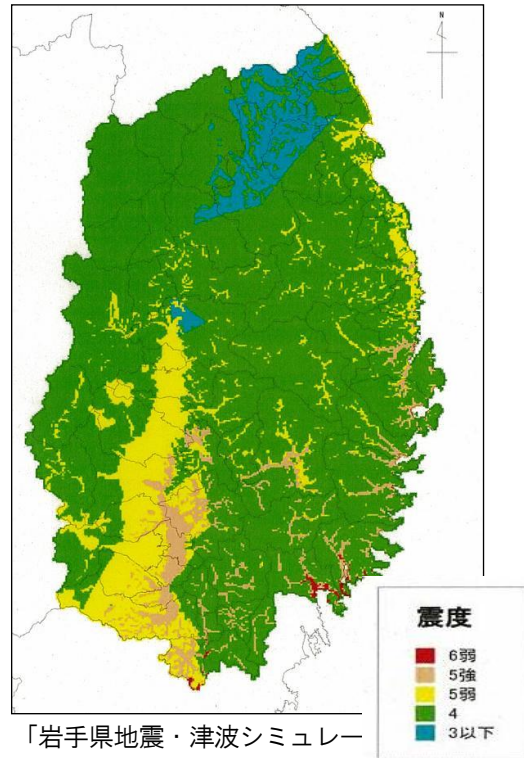
◎地域防災に関する地図

表層地盤のゆれやすさマップ



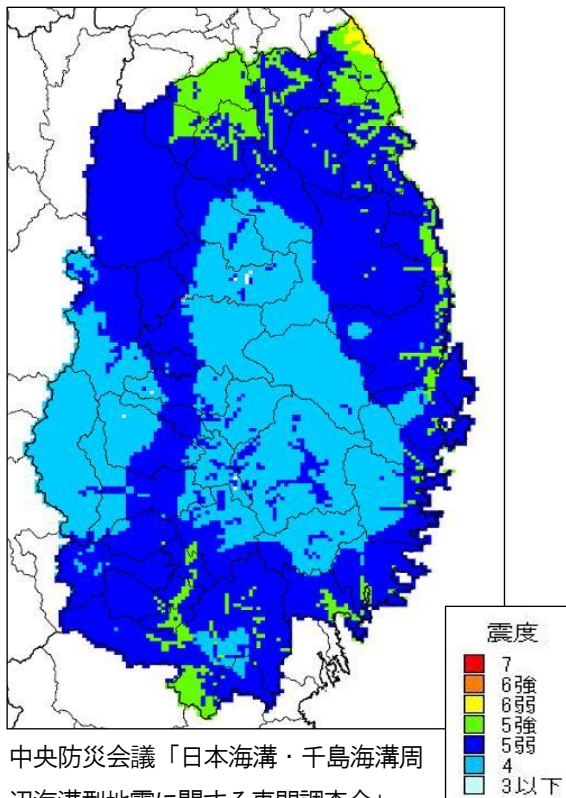
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



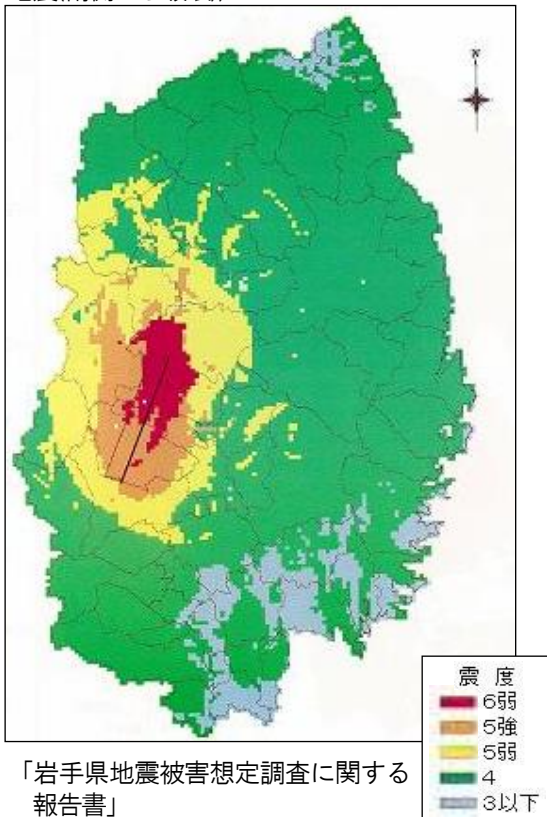
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)



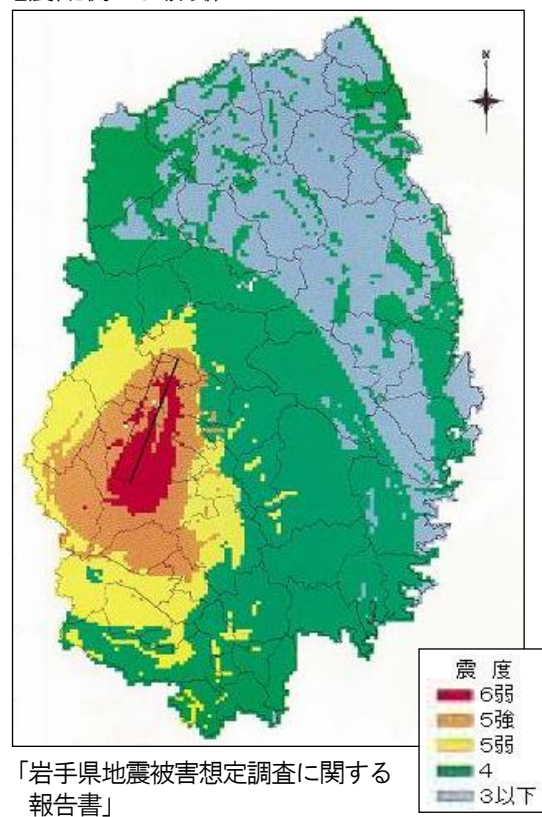
中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群北部地震(南側から破壊))



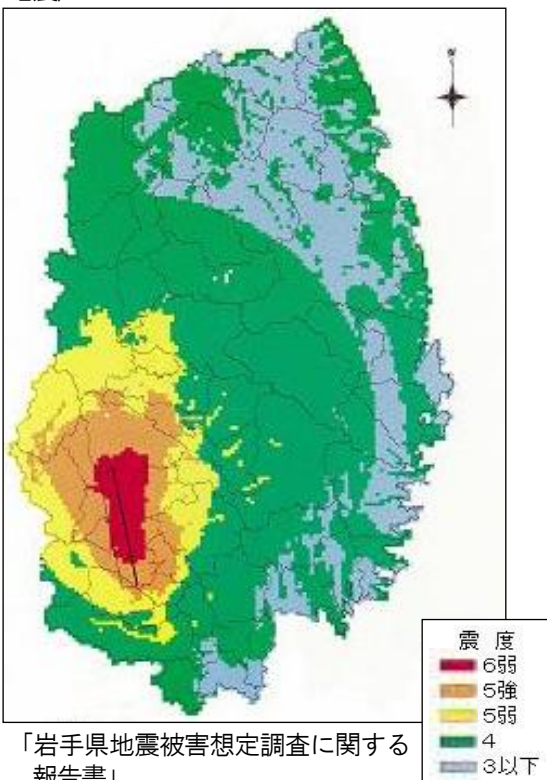
「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群北部地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層群南部地震)



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
 (平成10年3月 岩手県)

改正 平成8年3月31日法律第21号
平成9年3月31日法律第26号
平成11年12月22日法律第160号
平成17年7月6日法律第82号
平成17年11月7日法律第120号
平成18年6月2日法律第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
（指導及び助言並びに指示等）

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行）

附 則（平成17年11月7日法律第120号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行）

（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

お問い合わせ先 **金ヶ崎町役場 建設課 建築住宅係**

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1

TEL : 0197-42-2111

FAX : 0197-42-4530

URL : <http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/>